

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成30年7月17日

【事業年度】 第30期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

【会社名】 株式会社エムケイシステム

【英訳名】 MKSystem Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三宅 登

【本店の所在の場所】 大阪市北区中崎西二丁目4番12号

【電話番号】 06-7222-3388(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 筒井 努

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号

【電話番号】 03-6895-3700

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 筒井 努

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成30年6月29日に提出いたしました第30期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部、同有価証券報告書に添付いたしました「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」の一部及び「独立監査人の監査報告書」の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容
独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書
独立監査人の監査報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容】

(訂正前)

(省略)

その結果、当連結会計年度における業績は売上高1,887,269千円（前期比17.9%増）、売上原価753,276千円（前期比11.5%増）、売上高に対する売上原価の比率39.9%（前期比2.3ポイント低下）、売上総利益1,133,992千円（前期比22.5%増）、販売費及び一般管理費819,843千円（前期比33.1%増）、営業利益314,149千円（前期比1.5%増）、売上高に対する営業利益の比率16.6%（前期比2.7ポイント低下）、経常利益317,975千円（前期比3.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益204,425千円（前期比9.7%増）となりました。

(省略)

(訂正後)

(省略)

その結果、当連結会計年度における業績は売上高1,887,269千円（前期比17.9%増）、売上原価753,276千円（前期比11.5%増）、売上高に対する売上原価の比率39.9%（前期比2.3ポイント低下）、売上総利益1,133,992千円（前期比22.5%増）、販売費及び一般管理費819,843千円（前期比33.1%増）、営業利益314,149千円（前期比1.5%増）、売上高に対する営業利益の比率16.6%（前期比2.7ポイント低下）、経常利益317,975千円（前期比3.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益204,425千円（前期比9.7%増）となりました。また、当社グループが重要な経営指標と考える自己資本利益率（ROE）は、当社単体では22.7%となり前期比0.8ポイント上昇しましたが、連結ベースでは20.7%となり前期比1.7ポイント低下しました。

(省略)

【独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書】

(訂正前)

(省略)

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エムケイシステム及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エムケイシステムの平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

(省略)

強調事項

内部統制報告書に記載のとおり、契約更新時の確認体制に関する内部統制に開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は開示すべき重要な不備に起因する必要な修正をすべて財務諸表及び連結財務諸表に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

(省略)

(訂正後)

(省略)

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エムケイシステム及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、過年度ライセンス費用の追加支払いに伴い、平成31年3月期において契約上のペナルティ条項に相当する上乘せ分に係る特別損失を約94百万円見込んでいる。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エムケイシステムの平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

(省略)

強調事項

内部統制報告書に記載のとおり、契約更新時の確認体制に関する内部統制に開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は開示すべき重要な不備に起因する必要な修正をすべて連結財務諸表等に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

(省略)

【独立監査人の監査報告書】

(訂正前)

(省略)

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エムケイシステムの平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

内部統制報告書に記載のとおり、契約更新時の確認体制に関する内部統制に開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は開示すべき重要な不備に起因する必要な修正をすべて連結財務諸表等に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(省略)

(訂正後)

(省略)

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エムケイシステムの平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、過年度ライセンス費用の追加支払いに伴い、平成31年3月期において契約上のペナルティ条項に相当する上乘せ分に係る特別損失を約94百万円見込んでいます。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(省略)